

Porce Cut U 規則

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会はと称し、Porce Cut U 事務所を兵庫県赤穂市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 本会は、ポーセリアンアートで使用する転写紙をカットする技術を広げる活動を行うことにより、ポーセリアンアート作品の品質向上を目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動を実施する。

- ① カuttingマシンを使用したデータ作成・作品に関するレッスン・研究事業
- ② カuttingマシンを使用したデータ作成・作品に関する情報提供事業
- ③ 本会のイベントの企画・運営事業
- ④ その他、本会の目的を達成するために必要な事項

第3章 会員

(種別)

第4条 この会の会員は、ディプロマ取得者とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して積極的に運営に参画する個人

(入会)

第5条 会員の入会については、下記の全ての条件を取得したものに限る。

2. 会員として入会しようとするものは、認定講師より、有料レッスン2時間を最低受講し、かつ、本会が指定した課題を認定講師に提出し、本会より認められたものに限る。

(会費)

第6条 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

2. 会費は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 正会員 2022年2月時点においては無料とする。

(退会)

第7条 会員は、退会届を本部に提出し任意に退会することができる。

2. 会員が、次の各号のいずれかに該当する時は、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡したとき。

(2) 会費を3か月以上納入しないとき。

第4章 役員

(種別)

第8条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 会長 1人

会長以外の役員 0人

ただし、会長以外の役員においては、事業の拡大により増減することがあるものとする。

(職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

第5章 役員会

(構成)

第10条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(権能)

第11条 役員会は、この規則で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第12条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

(議長)

第13条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第14条 役員会は、役員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第15条 役員会の議事は、この規則に定めるもののほか、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(書面表決等)

第16条 止むを得ない理由のため役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の役員を代理人として表決することができる。

2. 前項の場合における本条及び次条の規定の適用については、その役員は出席したものとみなす。

(議事録)

第17条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 役員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長が署名押印しなければならない。

(議事録の公開)

第18条 役員が、総会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

(経費)

第19条 本会の運営に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(事業年度)

第20条 本会の事業年度は、1月1日からの12月31日までとする。

(事業計画及び予算)

第21条 本会の事業計画及びこれに伴う活動予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第22条 本会の事業報告及び決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、役員会の議決を経なければならない。

第7章 雑則

(規則の変更)

第23条 この規則は、役員会において議決を得なければ、変更することができない。

(委任)

第24条 この規則の施行に関し必要な事項は、役員会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

この規則は、2022年2月1日から施行する。